横浜市神奈川区台町 13 番地の 8 シュリーヒルズ横浜 203 号

#### 望月行政•社劳士事務所

TEL ( 045 ) 313 - 6188 FAX ( 045 ) 313 - 6177

http://homepage2.nifty.com/OfficeMochizuki/

### 定款の変更のご案内

# 平成18年5月1日 「会社法」施行



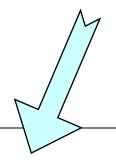
大きく変わった会社法にはしっかりとした対応が必要です。 厳しい競争環境に置かれている会社の経営課題の中でも、会社 の法律実務に関連する部分が大改正されました。

御社に即した対策をすぐにでも実行しなければなりません。

## 定款が会社の憲法となる。

まずは、会社の根幹をなす定款の改正

- ・柔軟かつ機動的な会社組織の樹立
- ・健全な企業統治(コーポレートガバナンス)の実現
- ・しっかりとした法令遵守(コンプライアンス)体制の整備



### ○当事務所の定款作成報酬について

(1) レディーメイド型定款 作成報酬¥15.000

手続上の必要部分の改正、及び会社法施行による最低限の改正項目の改正をします。打合せ回数は少なく、一般的な定款タイプとなります。

(2) オーダーメイド型定款 作成報酬¥50,000 から

御社の実態に即した形式による会社法施行後の定款を作成します。会社組織の規定や株式に関しての規定などご相談、打合せをさせていただいた上で作成しますので、オリジナルの定款となります。